

産業競争力の強化に資する  
意匠制度の見直しについて

平成 31 年 2 月  
産業構造審議会  
知的財産分科会  
意匠制度小委員会

## 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の開催経緯

本小委員会においては、産業競争力の強化に資する意匠制度の在り方や意匠制度の更なる利便性向上に関する検討を行った。

第6回小委員会 平成30年8月6日（月）

- 議事 ① 意匠制度の見直しの検討課題について  
② 意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について

第7回小委員会 平成30年9月18日（火）

- 議事 ① 株式会社イトーキからのプレゼンテーション  
② マツダ株式会社からのプレゼンテーション

第8回小委員会 平成30年9月21日（金）

- 議事 ① ソニー株式会社からのプレゼンテーション  
② 富士通株式会社からのプレゼンテーション  
③ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社からのプレゼンテーション

第9回小委員会 平成30年11月5日（月）

- 議事 ① 意匠制度の見直しの方向性について  
② 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果について（報告）

第10回小委員会 平成30年12月14日（金）

- 議事 ① 報告書案「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」

## 産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会

### 委員名簿

青木 大也	大阪大学大学院法学研究科 准教授
浅見 節子	東京理科大学大学院 教授
加藤 恒	三菱電機株式会社 常務執行役
上條 昌宏	株式会社アクシス デザイン誌「AXIS」編集長
黒田 薫	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
柴田 文江	デザインスタジオエス プロダクトデザイナー 武蔵野美術大学 教授
白髪 信一	マツダ株式会社 R&D 技術管理本部知的財産部部长
竹本 一志	サントリーホールディングス株式会社 MONOZUKURI 本部知的財産部部长
<b>委員長</b> 田村 善之	北海道大学大学院法学研究科 教授
林 千晶	株式会社ロフトワーク 代表取締役
林 美和	TMI 総合法律事務所 弁理士
牧野 健司	株式会社イトーキ 取締役常務執行役員企画本部長
増子 哲	株式会社ナビタイムジャパン 知財法務部長
鷲田 祐一	一橋大学大学院経営管理研究科 教授

(敬称略, 五十音順)

## 目次

はじめに	1
1. 画像デザインの保護	2
2. 空間デザインの保護	5
3. 関連意匠制度の拡充	7
4. 意匠権の存続期間の延長	10
5. 複数意匠一括出願の導入	11
6. 物品区分の扱いの見直し	12
7. その他	13

## はじめに

近年、AI や IoT といった技術が浸透する中、日本企業が生き残っていくためには、デザインを中心に据えた戦略の重要性が益々高まっている。

そもそもデザインとは、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極めて重要な手段である。また、競争が激化する世界市場において優位に立つためには、多額の投資を行って技術力を高めることばかりに注力するのではなく、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが非常に重要となっている。

特許庁・経済産業省では、平成 29 年 7 月に「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げ、平成 30 年 5 月に報告書「デザイン経営宣言」を取りまとめた。同報告書では、デザインの生み出す付加価値に注目し、これをイノベーションやブランド構築の源泉として活用できるよう、政府が意匠制度を拡充し、我が国企業のデザイン戦略を後押しすることが必要であると提言されている。

このような状況を踏まえ、政府は、平成 30 年 6 月に「知的財産推進計画 2018」を策定するとともに、「未来投資戦略 2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—」を閣議決定し、新技術を活用したイノベーションの促進及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度の在り方について検討していくことを表明した。

意匠制度小委員会では、AI や IoT といった技術の浸透に対応した意匠制度の在り方について審議し、イノベーション及びブランド構築に資する意匠制度を整備すべく、平成 30 年 8 月以降検討を行ってきた。本報告書は、これまでの審議内容を取りまとめ、意匠制度の見直しについて提言するものである。

## 1. 画像デザインの保護

意匠法における意匠の定義は、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）と規定されており、意匠法は原則として物品の形状等を保護対象としている。

このため、画像デザインの保護ニーズの高まりに対し、これまでは、物品の形状等の保護の範囲内で画像デザインの保護が図られるよう、意匠制度の見直しを行ってきた。

まず、平成10年の意匠法改正で部分意匠制度（同法第2条第1項）が導入されたことに伴い、物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能になった。しかし、ここで保護対象とされるのは、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン（液晶時計の時刻表示部等）に限定されていた。このような表示画像については、平成23年の意匠審査基準改訂により、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であり、あらかじめ物品に記録された画像が保護対象であると明確化された。

上記のような表示画像に加え、平成18年の意匠法改正において第2条第2項が新設され、操作画像（物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）が意匠法の保護対象に追加された。しかし、この改正により保護対象に追加されたのは、物品又は物品と一体として用いられる物品（ディスプレイ等）に表示される操作画像に限られていた。

また、いずれの画像についても、当初は、物品にあらかじめ記録された画像に保護対象を限定することとされていたが、物品に後からインストールされたソフトウェアやアプリ等の画像については、平成28年の意匠審査基準改訂により保護対象に追加された。しかし、ネットワークを通じて提供される画像等、物品に記録されていない画像については、引き続き保護対象外とされた。

上記のとおり、これまで意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品との関連性を強く求めてきた。しかしながら、近年のIoT等の新技術の浸透に伴い、画像については、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている。

例えば、昨今、個々の機器がネットワークでつながるIoTの普及に伴い、特にGUI（グラフィカルユーザーインターフェース：利用者と機器が情報をやり取りする仕組み）の役割が大きくなっているが、GUIの表示場所は、物品に限らず壁や人体等にまで拡大するなど多様化している。しかしながら、現行意匠法では、このような画像は、その表示場所が物品でないことをもって保護対象外となっている。

また、近年、サーバーからネットワークを通じて個々の端末等に直接様々なサービスを提供するクラウドサービスが浸透している。しかしながら、こうしたネットワークを通じて提供される画像は、現行意匠法において、その画像が物品に記録されていないことをもって保護対象外となっている。

諸外国を見ても、米国、欧州、中国、韓国では、画像が物品に記録されていることは

意匠の保護対象において要件とされておらず、また、米国、欧州では、物品以外の場所に投影される画像についても、幅広く保護対象とされている等、日本よりも保護対象範囲が広い。

こうした状況を踏まえると、操作画像や表示画像については、画像が物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であると考えられる。

他方、壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではない。これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、保護対象に追加しないこととするべきである。

画像デザインの保護を拡充するに当たり想定される懸念点については、下記のとおり対応するべきである。

まず、人間工学等の観点からユーザーの快適さを追求すると必然的に共通なものとなる画像デザインについては、意匠登録すべきでないとの意見がある。しかし、このようなデザインについては、新規性（意匠法第3条第1項）又は創作非容易性（同条第2項）により拒絶されることが想定される。また、特定の機能を確保するために不可欠な画像デザインは、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」についての不登録事由（同法第5条第3号）により拒絶されると考えられる。これらの点については、審査基準等を通じて明らかとすることを検討する必要がある。

また、画像デザインの保護を拡充することで、クリアランス負担が増大することも懸念されている。

この点については、画像意匠の権利範囲について、その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにすることが考えられる。すなわち、画像意匠の出願に際し、画像の用途が分かるように記載させることにより、機器等の機能と画像との関係について確認することが考えられる。

併せて、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するように改正し、INPITが提供する画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等でも活用できるようにし、登録された画像意匠をより効率的に検索できる工夫を図り、その活用を促進することにより、クリアランス負担の軽減に努めていくことが適当である。

さらに、現行意匠法では、意匠の実施行為は、意匠に係る物品に着目して、その製造、使用、譲渡等を実施行為と規定しているが、物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず画像意匠を保護することとした場合、画像意匠の実施行為についても、新たに規定を設けることが必要である。画像意匠の実施行為については、現行意匠法の物品意匠の実施行為や、特許法のプログラム等の発明に係る実施行為を参考に規定することが適当である。

具体的には、例えば、意匠登録された画像がアプリに用いられる場合、当該アプリを

作成する行為、ネットワークを通じて提供する行為、端末で使用する行為等がそれぞれ実施行為に含まれると考えられる。一方、当該アプリがアップロードされたサーバーを管理する行為は、実施行為には含まない方向で検討することが適当である。



## 2. 空間デザインの保護

意匠法は、「物品」の形状等を保護対象としており、「物品」は、有体物である動産を意味するとされている。そのため、組立式の建物等のように、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるものについては、物品と認められ、意匠権で保護することができるものの、土地に定着した建築物等の不動産については、物品とは認められず、意匠法による保護の対象外とされている。

また、意匠法では、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない（一意匠一出願の原則）と規定されている（意匠法第7条）。この原則の例外として、複数の物品が一組として同時に使用されるものであり、組物全体として統一があるときは、「組物の意匠」として一出願で意匠登録を受けることができる（同法第8条）。

しかしながら、家具や什器の組合せや配置、建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾等により構成される内装については、この一意匠一出願の要件を満たさず、複数の物品から構成される組物にも該当しないため、意匠権による保護の対象外とされている。

昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになってきている。建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている。

また、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が生じている。

こうした空間デザインは、著作権法で保護することも考えられるが、同法で保護される建築物はいわゆる建築芸術が主である。また、周知性や著名性があれば、不正競争防止法による保護を受けることができるが、独創的な空間デザインを生かしたブランド構築の取組を早い段階から保護する観点からは、周知性や著名性が生じる前から保護するニーズが高まっている。

諸外国を見ても、米国や欧州においては、建築物の外観や内装は、意匠の保護対象とされており、日本よりも保護対象が広い。

こうした状況を踏まえ、現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、「建築物」（不動産）を意匠の保護対象とすべきと考えられる。

内装についても、組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限り、一意匠として意匠登録を認めることとし、その保護の拡充を図るべきである。

内装意匠の保護対象とする施設については、上記のニーズも踏まえ、店舗等に限定す

ることなく、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象とすることが適当である。

また、内装を保護するにあたって、什器の組合せや配置等の各構成要素について、どの点に特徴や新規性・創作非容易性があるのかを明確に示すべきではないかという意見がある。この点については、権利範囲の明確化の観点から、出願人が、出願に際して、什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを求めるような仕組みを検討すべきである。

併せて、特許庁においても、新規性・創作非容易性の判断に係る考え方を明確に示すよう、意匠審査基準等の改訂を検討すべきである。

### 3. 関連意匠制度の拡充

平成 10 年の意匠法改正で創設された関連意匠制度（意匠法第 10 条）は、同一出願人によるバリエーションの意匠群を保護する趣旨で設けられたものであり、出願人が同一である場合には、類似関係にある意匠のうちの 1 つを本意匠とし、他をその関連意匠として登録を受けることができる。

平成 10 年の関連意匠制度創設当時、関連意匠の出願は本意匠の出願と同日の場合のみ可能とされていたが、平成 18 年の意匠法改正において、一貫したコンセプトに基づくデザインの開発実態を踏まえ、本意匠の意匠公報発行まで（約 8 ヶ月）出願可能期間が延長された。

近年、一貫したコンセプトに基づくデザイン開発が盛んとなる中で、同一のコンセプトに基づき、長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行う企業が増えている。このようなケースにおいて、現行の出願可能期間では、こうしたデザインを十分に保護できないという状況が生じている。

また、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法も増加しており、関連意匠にのみ類似する意匠についても保護ニーズが生じているが、現行法上、関連意匠にのみ類似する意匠の登録は認められていない。

上記の状況を踏まえ、一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護するため、下記のとおり関連意匠制度を拡充すべきである。

#### (1) 関連意匠の出願可能期間の延長

長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行う企業のデザインを保護するため、関連意匠の出願を、意匠公報発行日以降も可能とすべきである。具体的には、企業のニーズ等も踏まえつつ、関連意匠の出願可能期間を本意匠の出願から 10 年以内とすべきである。

ただし、本意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能とすると、一度パブリックドメインとなった権利が復活することになるため、第三者の予見可能性が制限されるおそれがある。したがって、本意匠の意匠権が存続している場合に限り、関連意匠の出願を認めることとし、本意匠の出願から 10 年経過前であっても、本意匠が既に消滅している場合には、第三者の予見可能性の観点から、関連意匠の出願を認めないこととすることが適当である。

なお、本意匠の意匠公報発行後に関連意匠を出願する場合、本意匠の権利者が既に実際に自社製品等を製造・販売することにより本意匠を実施している場合であっても、当該実施によって関連意匠の登録が妨げられることがないようにすべきである。

他方、新たな関連意匠制度は、あくまで自らの本意匠との関係について先後願の判断に加えて、新規性や創作非容易性の例外を設ける制度であることから、本意匠の権利者の実施行為によって関連意匠の登録を妨げないとする場合であっても、他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠等については、現行制度と同様、引き続き、新規性や創作非容易性の判断において考慮されるようにすべきである。

なお、関連意匠の出願可能期間を延長した後も、関連意匠の意匠権の存続期間は、現行制度と同様、本意匠の存続可能期間に合わせるべきである。後述のとおり、今般、意匠権の存続期間の延長についても検討することとしているため、関連意匠の存続期間は、本意匠の意匠登録出願の日から25年とすることが適当である。

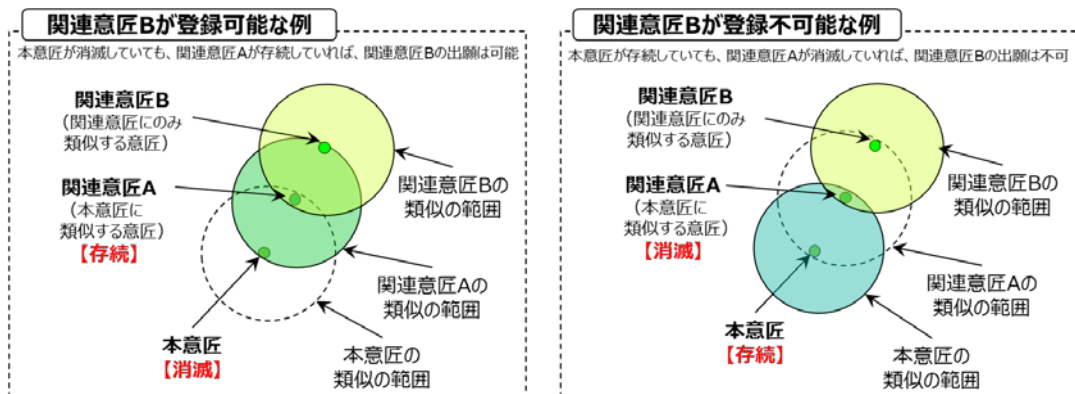
## (2) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録

製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法が増加していることを踏まえ、関連意匠にのみ類似する意匠を登録可能とするべきである。

本意匠に類似する意匠（以下「関連意匠A」という。）にのみ類似する意匠（以下「関連意匠B」という。）の登録要件については、下記のとおりとすることが適当である。

- 関連意匠Bの出願可能期間は、(1)で述べた関連意匠Aの登録要件と同様、本意匠の出願から10年以内とすべきである。その際、関連意匠Bについても、一度パブリックドメインとなった関連意匠Aが復活することを避けるため、関連意匠Aが存続している場合に限り、登録を認めることが適当である。
- 他方、関連意匠Bの登録において、関連意匠Aのみならず本意匠の存続も要件とすると、本意匠を既に実施していない場合でも、本意匠を維持しなければならない。これは、ユーザーに無用な費用負担を課すことになるため、これを回避する観点から、関連意匠Bの登録において本意匠の存続は要件としないこととすべきである。

### 【関連意匠Bの登録と本意匠及び関連意匠Aの存続との関係について】



なお、関連意匠 B についても、(1) で述べた関連意匠 A の場合と同様、関連意匠 A の権利者による関連意匠 A の実施によって、関連意匠 B の登録が妨げられることがないようにするとともに、関連意匠 A の意匠公報発行後に他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠等については、新規性や創作非容易性の判断において考慮されるようにすべきである。

また、関連意匠 B の存続期間についても、(1) で述べた関連意匠 A の場合と同様、本意匠の存続可能期間に合わせ、本意匠の意匠登録出願の日から 25 年までとすることが適当である。

なお、関連意匠にのみ類似する意匠は、関連意匠 B のみならず、関連意匠 B にのみ類似する意匠（以下「関連意匠 C」という。）、関連意匠 C にのみ類似する意匠（以下「関連意匠 D」という。）等、本意匠から連鎖して類似する意匠全てについて、上記の登録要件の考え方に則り、登録可能とすることが適当である。

また、関連意匠 C、関連意匠 D 等、本意匠に連鎖して類似する意匠についても、存続期間は本意匠の存続可能期間に合わせ、本意匠の意匠登録出願の日から 25 年までとすることが適当である。

#### 4. 意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間については、「設定の登録の日から二十年」と規定されている（意匠法第 21 条）。昭和 34 年の現行法制定時に 10 年から 15 年に延長され、その後、ロングライフ商品の出現やリバイバル・ブームの到来を受け、デザイン開発を後押しする観点から、平成 18 年改正法で 15 年から 20 年に延長された。

昨今、航空機や自動車といった分野で、製品の意匠について、開発段階で意匠登録し、時間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入するケースが多く見られるようになっている。これらの分野においては、意匠権の存続期間の更なる延長を求めるニーズが高まっている。また、企業特有のデザインコンセプトに基づく開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましい。現に、意匠権の 15 年目現存率<sup>1</sup>が、平成 24 年の 17.3%から平成 28 年の 22.0%へと増加していることから、意匠権を長期的に維持するニーズが高まっていることがうかがえる。諸外国と比較しても、欧州において、最長 25 年の意匠権の存続期間が認められていることを踏まえれば、意匠権の存続期間を 20 年から 25 年に延長すべきである。

また、意匠権の存続期間は、「設定の登録の日から」20 年とされているが、特許権の存続期間は、「特許出願の日から」20 年とされている（特許法第 67 条第 1 項）。一つの製品について特許権と意匠権の両方で保護するケースも見られる中、権利の存続期間の始期が異なることは、知財管理上、煩雑な状況となっている。

さらに、意匠登録出願と特許出願は、相互に変更することができることとされ（意匠法第 13 条第 1 項、特許法第 46 条第 2 項）、近年、特許出願から意匠登録出願に変更する出願が増加してきており、その数は年間約 100 件から、多い年には約 180 件に上っている。特に、特許出願により先願の地位を確保した上で、長期間経過した後に、これを意匠登録出願に変更した場合、当該出願の意匠登録後から権利期間が開始されるため、一つの発明（意匠）の保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもある。

こうした状況を踏まえれば、意匠権の存続期間を「登録日から 20 年」から、「出願日から 25 年」に見直すべきである。

---

<sup>1</sup> 平成 18 年に意匠権の存続期間が 15 年から 20 年に延長されたが、延長の対象は平成 19 年 4 月 1 日以降の意匠登録出願に限定されるため、平成 30 年時点での意匠権の存続期間は最長でも 15 年である。

## 5. 複数意匠一括出願の導入

意匠法では、意匠登録出願は、意匠ごとにしなければならないと規定されている（意匠法第7条）。

近年、既述のとおり、自社製品に一貫したデザインコンセプトを用いてブランド価値を高める企業が増えている中で、これを支援する観点からは、一つの出願で複数の意匠に関する意匠登録出願を認めることで、出願手続の負担を軽減することが望ましいと考えられる。

日本を除く諸外国（米国、欧州、中国、韓国）や、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）に基づく意匠の国際登録制度では、複数意匠の一括出願が認められている。日本も平成27年にジュネーブ改正協定の締約国となっており、日本においても国際出願については既に複数意匠一括出願が認められている。

こうした状況を踏まえると、国内の出願についても、複数意匠を一括出願できる制度を整備し、一の願書による複数の意匠についての意匠登録出願を認めることとすべきである。一方で、複数の意匠の一括出願を認めるものの、一つの意匠ごとに一つの意匠権を発生させるという原則は維持することとし、実体審査や意匠登録については現行制度と同じく意匠ごとに行うこととすべきである。

また、一括出願に含むことのできる意匠の数については、諸外国やジュネーブ改正協定との調和や、運用上の便宜を踏まえて、上限を設けることとし、一括出願できる意匠の範囲（ロカルノ分類の同一クラス又は類似の範囲等）については、実体審査や意匠登録を意匠ごとに行う場合は、制限を設けないことが適当である。

## 6. 物品区分の扱いの見直し

意匠法では、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分によりしなければならないと規定されており（意匠法第7条）、これを受けて、意匠法施行規則別表第1では、約2,400の「物品の区分」が規定されている。同表に定める物品区分表は、登録が認められる物品の粒度の目安を示すことにより、出願及び審査を円滑化し、先行意匠調査等の審査の便宜を図るために設けられている。

物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとして、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例があり、権利化の遅延につながっている。

近年、現行法が制定された昭和34年と比べて格段に多様な新製品が次々と市場に流通するようになっており、随時の省令改正による物品区分表の更新では機動的に対応することが困難となっている。さらに、出願人からも、製品等の多様化に伴い、意匠に係る物品を現状よりも自由に選択したいという声が上がっている。

現状、意匠に係る物品の欄の記載が物品の区分表やその備考に従っておらず適切でないことによって拒絶理由の対象とされる意匠登録出願は年間800件を超えており、当該出願の補正手続によって特許庁、出願人の双方に多大な手続負担が生じていることを考えれば、これを見直すことは喫緊の課題である。

したがって、物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないようにするべきである。

さらに、物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類するものを告示等で整備することを検討すべきである。



## 7. その他

### (1) 創作非容易性の水準の引上げ

近年、情報技術の発達により、より多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されるようになってきている。刊行物やインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合には、独自の創作性を有さず、意匠権による保護に値しないと考えられる。

しかしながら、単に刊行物やインターネット上で公開された意匠については、必ずしも、現実には知られている、現実には不特定又は多数の者に知られた、ということとはできず、「公然知られた」といえないことから、意匠法第3条第2項の創作非容易性の要件にかかわらず、登録が認められてしまうケースが想定される。

このため、刊行物やインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素となることを明示するべきである。

### (2) 組物の部分意匠の導入

近年、ブランドの形成及び保護のため、一つのデザインコンセプトに基づき、複数の物品のデザインを総合的かつ統一的に開発することが増えている。こうしたデザイン開発においては、物品全体のみならず、物品の部分において、共通する特徴的な形態を有することが多い。実際、意匠登録出願件数全体に占める部分意匠の割合は毎年増え続け、平成29年には40.3%に達しており、部分意匠の重要性が高まっている。

他方、現行意匠法においては、組物の意匠の部分意匠が認められていないことから、製品群に共通した特徴的な部分のみを模倣し、その他の形態を大きく異なるものに改変することで、巧みに意匠権の権利行使を回避する模倣品が出現することも想定される。それぞれの物品について部分意匠として意匠権を取得することも可能であるが、その場合、スプーン、フォーク、ナイフ等の通常一組で用いる物品についてもその物品数に応じた意匠権を取得する必要があるため、特に中小企業にとっては、費用負担が大きくなることが懸念される。

このため、組物の意匠についても、部分意匠の登録を認めるべきである。

### (3) 間接侵害規定の拡充

現行意匠法では、業として登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産等をする行為について規定した専用品型間接侵害(意匠法第38条第1号)、

登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品を業としての譲渡等のために所持する行為について規定した模倣品拡散防止型間接侵害（同条第2号）の2つの間接侵害が規定されている。

他方、特許法においては、上記の2つの間接侵害に加え、特許が物（方法）の発明についてされている場合、その物（方法）の生産（使用）に用いる物であって、その発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産等をする行為を間接侵害として規定している（多機能品型間接侵害（特許法第101条第2号及び第5号））。

しかし、近年、例えば、意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品（非専用品）に分割して輸入することにより、意匠権侵害を回避する等、輸入手口が巧妙になっている。

また、近年、特徴のある部分以外の部分をあえて模倣する事例が発生しており、必ずしも部分意匠制度によって対応できない事例が生じている。こうした事例への対応についても、多機能品型間接侵害の導入が必要となっている。

このため、意匠法においても、特許法に倣い、多機能品型間接侵害規定を導入するべきである。

#### （4）手続救済規定の拡充

特許法、実用新案法及び商標法においては、特許庁に対して行う手続のうち、一部のものについては、特許庁長官、審判長又は審査官が指定した期間（以下「指定期間」という。）を経過した場合であっても延長を請求することができるが（特許法第5条第3項（実用新案法第2条の5第1項及び商標法第77条第1項で準用））、意匠法では、指定期間を経過した場合に延長を請求することができない。

また、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張が特許法及び実用新案法で可能であり、優先権書類の提出期間徒過後の同書類の提出が特許法、実用新案法及び商標法で可能であるのに対し、意匠法ではこのような主張をすることができない。

このため、意匠法においても、指定期間経過後の延長手続を可能とするとともに、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張を可能とすることにより、出願人に対する救済措置を充実させるべきである。